

TPP協定交渉への新規参加国についての各国内の承認手続

平成23年10月25日
外務省

交渉参加国	承認手続
米国	<p>議会への事前の通知等が必要。</p> <p>(注)TPP協定交渉に新規参加国が加わる場合、米国政府は、2007年に失効した貿易促進権限法で定められた手続を踏襲し、交渉を開始する少なくとも90日前までに、議会への通知等を行うこととしている。</p>
ペルー、豪州、マレーシア、チリ	<p>閣議での決定あるいは了解等が必要。</p>
シンガポール	<p>基本的に貿易産業大臣の判断事項。貿易産業大臣の判断により、必要に応じて、閣議での了解が必要。</p>
NZ、ベトナム、ブルネイ	<p>特段の手続は不要。</p>